

{ 平 12 . 11 . 28 }
総 6 - 1 }

説 明 資 料

(法人関係税制)

目 次

・ 企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向	1
・ 連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）	2
・ 連結納税制度に関する主要検討項目	3
・ わが国税制の現状と課題（抄）〔平成12年 7 月 税制調査会〕（連結納税制度）	14
・ N P O 法人について	16
・ N P O 法人の具体的活動の例	18
・ 公益活動等に対する寄附金	19
・ 特定公益増進法人について	20
・ 特定公益増進法人の業務類型	21
・ 法人の寄附金の利用状況	22
・ 課税の取扱い	23
・ わが国税制の現状と課題（抄）〔平成12年 7 月 税制調査会〕（N P O 法人）	24
・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）	26
・ 特別法人税の課税根拠イメージ図	27
・ わが国税制の現状と課題（抄）〔平成12年 7 月 税制調査会〕（企業年金等に係る税制）	28

企業組織等に関連する法制・企業会計の改正の動向

独 占 禁 止 法 等	商 法 等	企 業 会 計
9.12 持株会社設立の解禁 10.3 銀行持株会社設立の解禁 銀行持株会社設立に係る課税の特例	9.10 合併手続の簡素合理化 10.3 自己株式の取得・消却要件の緩和 資本準備金による自己株式消却への対応 11.10 ・株式交換・移転制度の創設 株式交換等に係る課税の特例 ・金銭債権の時価評価の導入 12.5 会社分割法制の創設を含む商法改正法 が可決・成立	11.4 ・連結財務諸表制度の抜本的見直し ・連結キャッシュ・フロー計算書の導入 ・税効果会計の導入 12.4 ・中間連結財務諸表制度の導入 ・金融商品に対する時価評価の導入 金融商品に対する時価評価等の導入

(注) 1. 独占禁止法及び商法の年月は改正法の施行日、企業会計の年月は適用開始事業年度を示している。
2. 枠内は税制上の対応を示している。

連結納税制度と連結財務諸表制度（イメージ図）

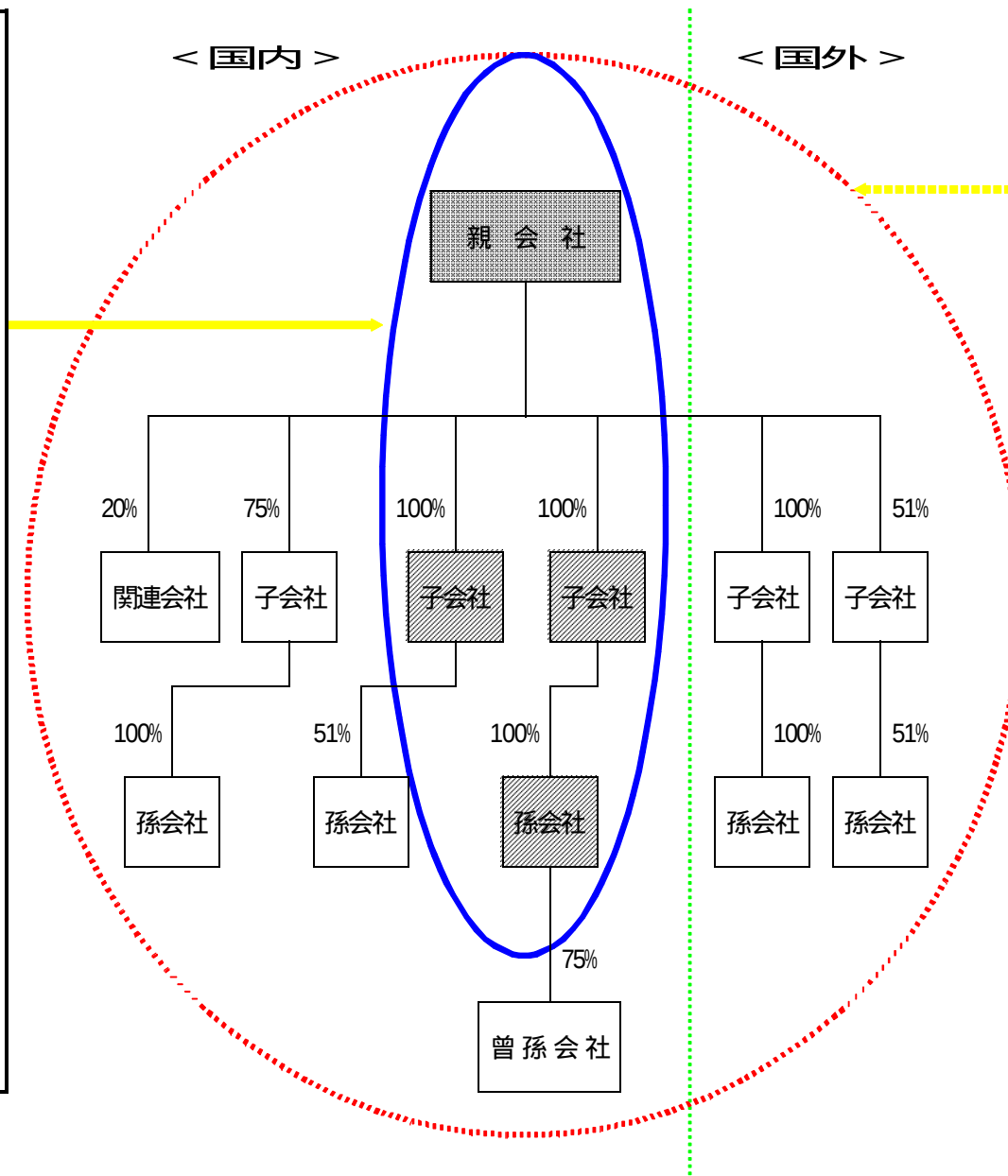
— 連結納税制度 —

親会社と同一視しうるような一定の子会社群を含め一つの「課税単位」とみて課税する制度

- 対象
法人一般
- 連結の範囲
持株割合が極めて高い国内の子会社等に限定
(米：80%以上、仏：95%以上)
- 計算
対象各社の所得と欠損を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去（資産がグループ外に売却等されるまで課税繰延べ）

< 国内 >

< 国外 >



連結財務諸表制度

企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告する制度

- 対象
上場・店頭登録企業
- 連結の範囲
国内及び国外を問わず、次の会社
 - ・子会社：議決権割合50%超の会社（議決権割合が50%以下で、意志決定機関を実質的に支配している会社を含む）
 - ・関連会社（持分法適用）：議決権割合20%以上50%以下の会社（議決権割合が20%未満で、財務及び営業又は事業の方針の決定に重要な影響を継続的に与えることができる会社を含む）
- 計算
対象各社の収益・費用と資産・負債・資本を合算し、連結会社相互間の売買によって取得した資産に含まれる未実現損益は消去

連結納税制度に関する主要検討項目

[連結納税制度の導入の必要性]

- ・ 企業経営の実態
- ・ 商法等の改正
- ・ 企業会計の見直し

[連結納税制度の類型]

- ・ 連結納税制度の類型
- ・ 商法、企業会計との関係
- ・ 連結納税制度の対象法人
- ・ 連結グループの範囲

[納税義務、申告・納付等]

- ・ 納税義務者等
- ・ 申告
- ・ 納税額の分担方法
- ・ 適用要件
- ・ 事業年度
- ・ 会計方法
- ・ 青色申告要件
- ・ 帳簿の作成・保存等
- ・ 罰則の取扱い
- ・ 解散・合併

[連結課税所得の各種計算規定等]

- ・ 基本的仕組み
- ・ 単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い
- ・ 内部取引に係る損益
- ・ 繰越欠損金等
- ・ 投資修正
- ・ 連結税額の計算
- ・ 加入・離脱の場合の課税関係の継続性

[租税回避行為の問題]

[税収減の問題]

[他の税との関連]

[地方税の問題]

項 目	内 容
[連結納税制度の導入の必要性] (企業経営の実態)	・ 企業グループの一体的経営の傾向が強まる中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。 ・ 企業の組織変更に対し、税制の中立性の観点から、連結納税制度の導入が必要ではないか。 ・ 税制が企業の組織変更に与えるディスティーションを考慮して税制を考えるべきではないか。 ・ 諸外国と企業形態や株主に対する配当政策の考え方に違いがある中で、わが国における連結納税制度をどのように考えるか。 ・ 法人課税の課税単位について、課税の公平の観点からどのように考えるか。
(商法等の改正)	・ 連結決算が導入されていない現行の商法の下で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。 ・ 企業の組織再編の観点から、持株会社化のための独禁法の改正や会社分割法制など商法上の整備が進められている中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。

項 目	内 容
(企業会計の見直し)	・ 投資家の連結決算重視の傾向が強まる中で、連結納税制度の導入をどのように考えるか。
[連結納税制度の類型] (連結納税制度の類型)	・ 企業集団を単一の主体として捉えて課税を行うアメリカやフランスのような本格的な連結納税制度の導入を検討すべきではないか。 ・ アメリカの連結納税制度が複雑になっていることについて、どう考えるか。 ・ ドイツやイギリスのような損益振替型の制度は、連結納税と異なり、単なる減税であり、子会社の権限と責任の不明確さを助長するなどの問題があるのではないか。
(商法、企業会計との関係)	・ 現行の法人税制は、商法上の確定決算に基づき課税所得を計算するといった、いわゆる「確定決算主義」を採っていることとの関係をどう考えるか。

項 目	内 容
	・ 現行の商法には連結決算が導入されていないことから、連結決算に係る帳簿等の法的位置づけ、配当可能利益の問題等について、整理が必要ではないか。 ・ 商法に少数株主保護の規定がない中で、少数株主が存在する子会社も連結納税制度の対象とする場合には、商法との整合性等について、整理が必要ではないか。 ・ 税制の簡素化に配慮し、連結財務諸表制度とできるだけ乖離しないように仕組むべきではないか。 ・ 企業会計と税制はそれぞれ固有の目的と機能を有している。適正な課税の実現という観点から必要に応じ、企業会計等と異なった取扱いとすることが適当であり、連結財務諸表制度と連結納税制度を一致させるということには無理があるのではないか。
(連結納税制度の対象法人)	・ 連結納税制度については、中小法人を含めた全ての法人を一律に対象として捉えるのではなく、例えば、連結財務諸表を作成するような法人を念頭に検討を進める必要があるのではないか。

項 目	内 容
	・ 連結納税制度については、中小法人のことも念頭において議論を進めていく必要があるのではないか。 ・ 様々な組織形態の法人が存在しており、連結納税制度の対象となる法人の範囲について、整理が必要ではないか。
(連結グループの範囲)	・ 連結対象となる子会社の範囲について、どのように考えるか。 ・ 連結対象となる子会社の範囲を考える場合、少数株主の問題を考慮する必要があるのではないか。
[納税義務、申告・納付等] (納税義務者等)	・ 納税義務者を親会社一社とするのか各構成会社とするのか。 ・ 連結法人税を連帯納税義務とする等その確実な徴収確保のための措置を講ずる必要があるのではないか。
(申告)	・ 親会社及び子会社は、連結納税制度の下でそれぞれどのような申告を行うこととするのか。

項 目	内 容
(納税額の分担)	・ 連結法人税額の配分(又は分担方法)について、どのように考えるか。
(適用要件)	・ 連結納税制度の適用は、選択制とするか。 ・ また、連結納税制度の適用を選択した場合には、継続適用とするか、あるいは、一定年限で更新することとするか。 ・ 連結子会社は、全社加入を要件とするか。
(事業年度)	・ 親会社と子会社の事業年度は、統一すべきか。
(会計方法)	・ 親会社と子会社の会計方法は、統一すべきか。
(青色申告要件)	・ 青色申告要件について、どのように考えるか。
(帳簿の作成・保存等)	・ 連結納税用の帳簿書類の作成・保存をどのように求めるか。

項 目	内 容
(罰則の取扱い)	・ 罰則の対象者等、罰則の取扱いについて、どのように考えるか。
(解散・合併)	・ 連結グループ法人について、解散・合併が行われた場合の取扱いをどのように考えるか。
[連結課税所得の各種計算規定等] (基本的仕組み)	・ 連結課税所得の計算は、連結グループ内の個々の法人の確定した決算に基づき計算した所得に、一定の連結調整を行って計算することとするのか。
(単体課税を前提とした各種所得計算規定の取扱い)	・ 法人の資本金額や所得金額、さらには業種等を基準とした各種措置の取扱いについて、どのように考えるか。 例えば、寄附金の損金算入額の計算や交際費の損金不算入額の計算といった法人の資本金額や所得金額を基準とした各種措置の限度額計算について、どのように考えるか。 個々の法人が課税単位であることを前提としている各種租税特

項 目	内 容
	別措置においても、資本金額、所得金額、業種等が用いられているが、その適用関係について、どのように考えるか。
(内部取引に係る損益)	・ 内部取引に係る損益の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 内部取引に係る損益を繰延べ又は消去する場合に、その対象や方法について、どのように考えるか。
(繰越欠損金等)	・ 連結グループへの加入・離脱があった場合の繰越欠損金の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 資産の含み損の取扱いについて、どのように考えるか。
(投資修正)	・ 投資修正については、諸外国においても導入状況が異なっている中で、どのように考えるか。 ・ 子会社株式の譲渡損について、どのように考えるか。

項 目	内 容
(連結法人税額の計算)	・ 現行においては、法人の規模等に応じて適用される法人税率に格差があるが、その取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 連結グループに対して適用する税率について、現行の法人税率と異なる税率とすることは考えられないか。 ・ 法人の規模を基準とした税額控除制度の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 地方税と一体で制度設計されている外国税額控除制度の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 土地譲渡益追加課税の取扱いについて、どのように考えるか。 ・ 同族会社の留保金課税の取扱いについて、どのように考えるか。
(加入・離脱の場合の課税関係の継続性)	・ 連結グループへの加入・離脱があった場合の様々な技術的問題点について、課税関係の継続性をどのように図っていくのか。
[租税回避行為の問題]	・ 連結グループへの加入・離脱を利用した租税回避行為の問題に対し、どのように対応するか。

項 目	内 容
	・ 欠損金等を利用した租税回避行為の問題に対し、どのように対応するか。
[税収減の問題]	・ 連結納税制度の導入に伴う税収減の問題について、どのように対応するのか。 ・ 連結納税制度の導入に伴う税収減への対応として、アメリカの連結付加税を参考としてもよいのではないか。 ・ 連結納税制度導入による税収減は、主に、期間差異によるものであることから、仮に、その増収策として付加税を導入する場合であっても、低税率とすべきではないか。 ・ 現在のような財政状況の下で、税収減となる連結納税制度の導入を行うことができるのか。 ・ 連結納税制度の導入によって法人税負担が減少する場合に、国民に対して、どのように説明するのか。

項 目	内 容
[他の税との関連]	法人税に連結納税制度が導入される場合には、その具体的仕組み如何にもよるが、関連して法人住民税や消費税といった税についても検討すべき点が出てくるのかどうか、必要に応じ、別途議論する必要があるのではないかな。
[地方税の問題]	- 地方税収全体の減少や個々の地方団体の税収変動、地方団体ごとの受益に応じた税源帰属などの問題について、どのように考えるか。 - 法人事業税については、外形標準課税の導入の議論を前提に考えるべきではないかな。

わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

二 法人課税

1 . 法人税

(5) 企業組織再編への対応

連結納税制度

イ . 基本的考え方

連結納税制度とは、企業集団の経済的一体性に着目し、企業集団内の個々の法人の損益などを集約することにより、あたかも企業集団を 1 つの法人であるかのように捉えて課税する仕組みです。

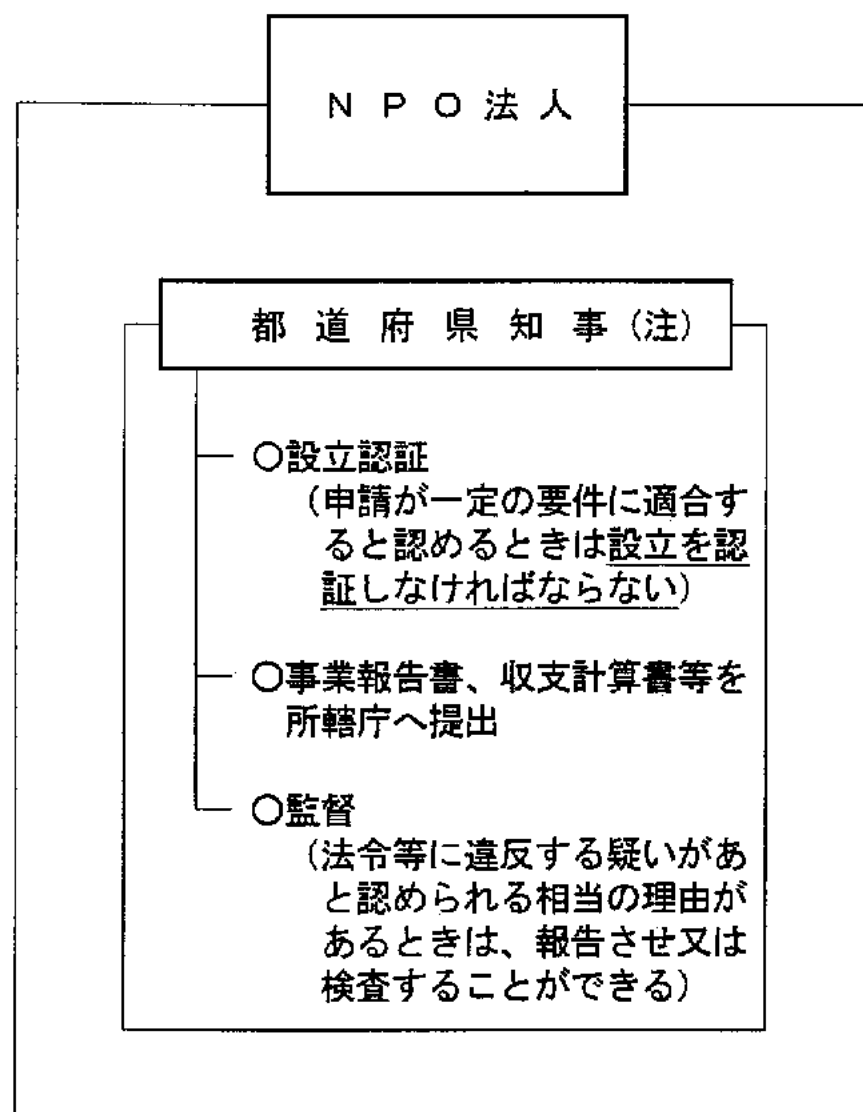
連結納税制度の検討に当たっては、法人課税の体系全般にわたる検討が必要であることから、当調査会は、昨年、法人課税小委員会を再開し、その導入に向けた検討を開始しています。これまで、法人課税小委員会においては、わが国に連結納税制度を導入する必要性や導入する場合の連結納税制度の類型について検討するとともに、連結納税制度の検討を進める際の具体的な検討項目の洗い出しを行っています。

これを受けて、当調査会は、「平成 12 年度の税制改正に関する答申」において、企業経営における企業集団の一体的経営の傾向の強まりや企業組織の柔軟な再編成を可能とするための独占禁止法、商法における見直しが進められる中で、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、企業の経営形態に対する税制の中立性の観点から、わが国においても、連結納税制度の導入を目指すことが適当であるとしたところです。

また、わが国に、連結納税制度のような企業集団に着目した新たな税制を導入するに当たっては、企業集団の一体性に着目して制度を構築するという理念が重要です。こうした理念の下に、イギリスやドイツで行われているような損益振替型ではなく、アメリカにおいて導入されているような本格的な連結納税制度を導入すべきと考えます。

今後、本格的な連結納税制度の導入に向けて、法人課税小委員会においてとりまとめられた具体的な検討項目について検討を深め、国際的にも遜色のない、21 世紀のわが国経済のインフラとなる連結納税制度を構築する必要があると考えます。

N P O 法人について



(注) 2以上の都道府県に事務所を設置する法人にあっては、経済企画庁長官。

特定非営利活動促進法（抄）

(定義)

第2条（抄）

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

別表（第2条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこととされている。

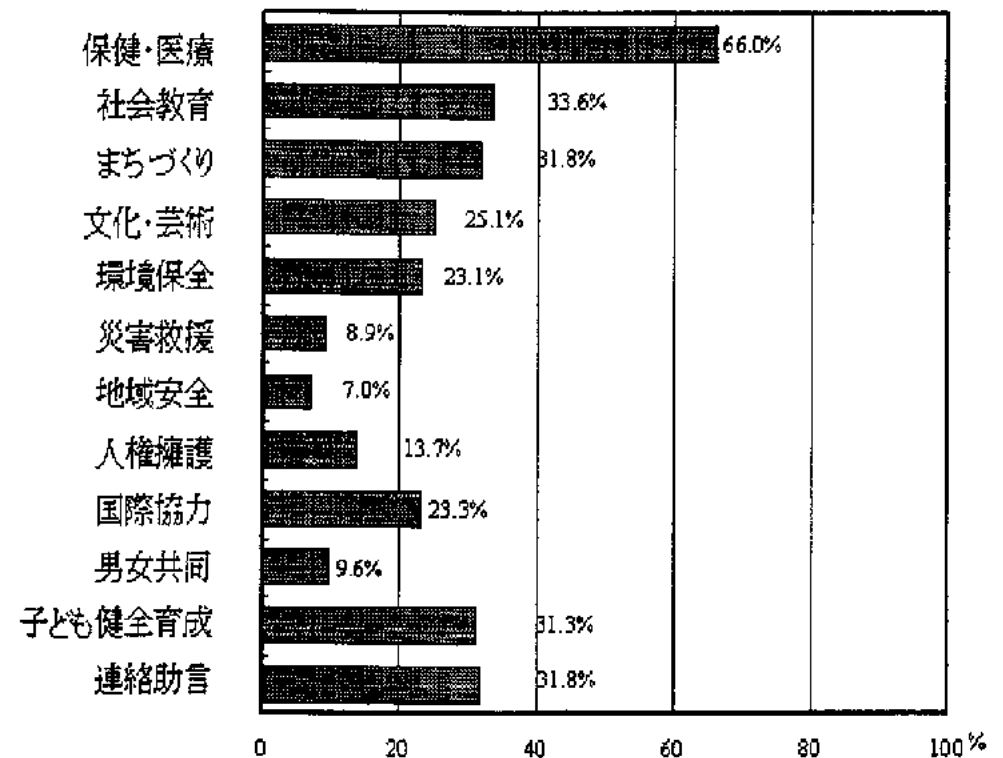
N P O

特定非営利活動法人認証数（累計） 2,945

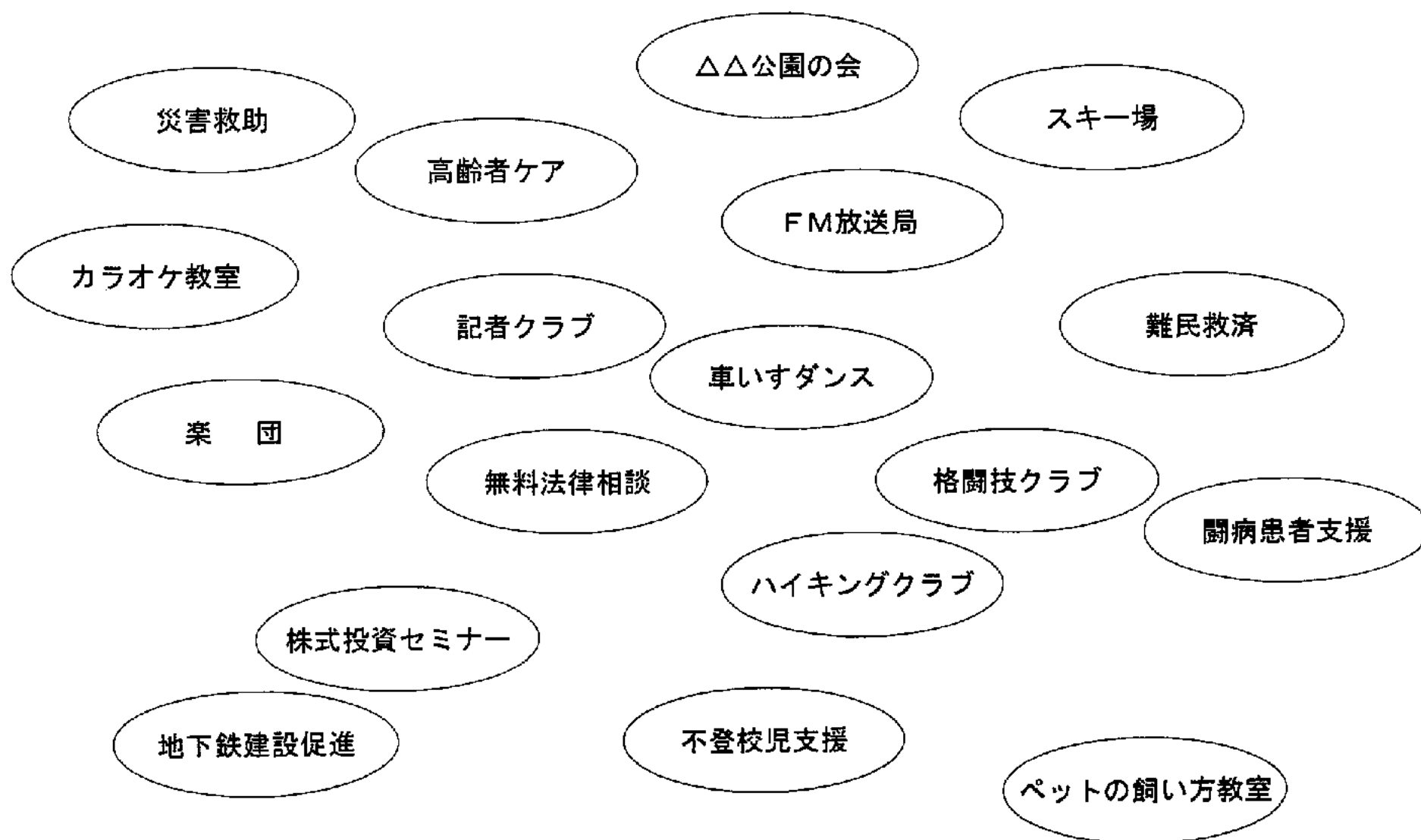
（うち経済企画庁分 233）
 （うち都道府県分 2,712）

※平成12年11月17日現在

認証団体の活動分野割合（複数回答、平成12年3月末現在）



N P O 法人の具体的活動の例

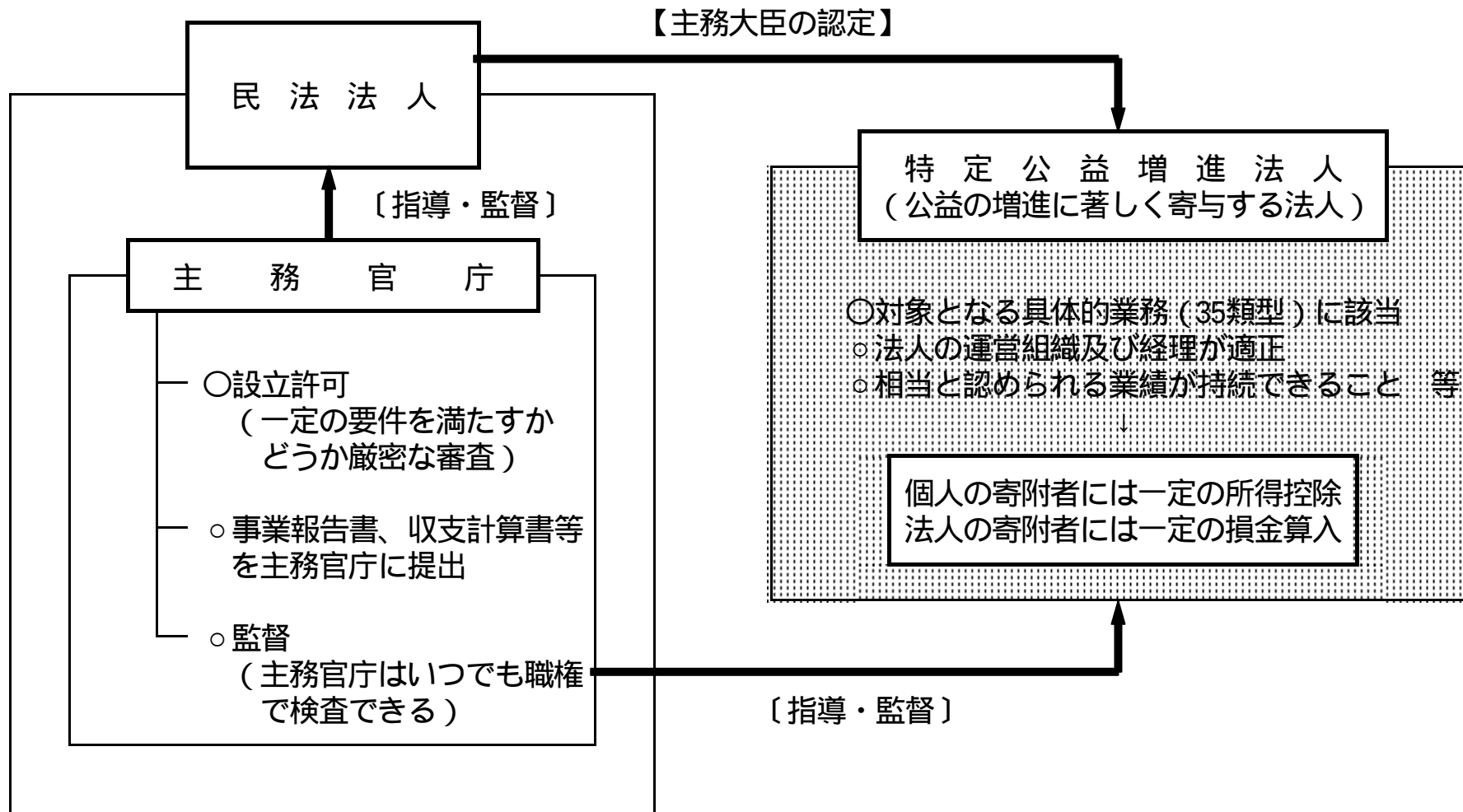


公益活動等に対する寄附金

		国等に対する寄附金	指 定 寄 附 金	特定公益増進法人に対する寄附金
概 要		・国 ・地方公共団体	次に掲げる要件を満たすものとして大蔵大臣が指定した寄附金 ・広く一般に募集されること ・公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること	公益の増進に著しく寄与する法人として主務大臣の認定を受けた法人の主たる目的である業務に関連する寄附金 ・公益の増進に著しく寄与する一定の業務 ・法人の運営組織及び経理が適正であると認められること ・相当と認められる業績が持続できること ・受け入れた寄附金により役員又は使用人が特別の利益を受けないこと ・その他適正な運営がされているもの
税制上の取扱い	個人	「寄附金（ ） - 1万円」を所得から控除 所得金額の25%を限度		
	法人	全額損金算入		一般の寄附金（注）とは別に、以下を限度として損金算入 （所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%）× 1 / 2
参 考		・国公立学校 ・国公立図書館 など	・国宝の修復 ・学校の建設 ・オリンピックの開催費用 ・赤い羽根募金 など	・日本育英会などの特殊法人等 ・公益法人のうち、科学技術の試験研究や学生に対する学資の支給を行うもの ・学校法人 ・社会福祉法人 など

（注）一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人に対する寄附金以外のもので、（所得金額の2.5% + 資本等の金額の0.25%）× 1 / 2を限度として損金算入される。

特定公益増進法人について



(注) 特定公益増進法人には、このほかに学校法人、社会福祉法人等がある。

特定公益増進法人の業務類型

特殊法人等	日本育英会、日本赤十字社 等
民法法人	
自然科学	イ 科学技術に関する試験研究 ロ 科学技術に関する試験研究を行う者に対する助成金の支給 ハ 科学技術に関する知識思想の普及啓発
人文科学	ニ 人文科学に関する研究 ホ 人文科学の諸領域の優れた研究を行う者に対する助成金の支給
学校教育	ヘ 学校における教育に対する助成 ト 学資の支給等・寄宿舎の設置運営 チ 大学の学生等の教授研究に資する宿泊研修施設の設置運営 リ 留学生交流
社会教育	ヌ 青少年に対する社会教育
文化	ル 芸術の普及向上 ヲ 文化財・歴史的風土の保存活用 ワ 登録博物館の振興 カ 登録博物館の設置運営
経済協力	ヨ 開発途上にある海外の地域に対する経済協力 タ 開発途上にある海外の地域に所在する公共的施設の管理運営
国際交流	レ 海外における我が国についての理解の増進 ソ 海外における我が国についての理解の増進を行う者に対する助成金の支給 ツ 地域の国際交流

民法法人	
人道的事業	ネ 受刑者等に対する篤志家面接指導の推進 ナ 貧困者の訴訟援助 ラ 中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び帰国後の生活の支援
環境保全等	ム 野性動植物の保護繁殖 ウ すぐれた自然環境の保存活用 エ 国土緑化事業の推進
犯罪予防等	ノ 犯罪の予防のための覚せい剤等の薬物濫用の防止及び青少年の健全育成 オ 暴力追放運動推進センター
その他	ク 水難に係る人命の救済 ヤ レクリエーション活動の普及振興 マ 盲導犬の訓練 ケ 福祉用具の研究開発及び普及の促進 フ 障害者雇用支援センター コ 重度身体障害者等の雇用の促進 エ シルバー人材センター連合 テ イ～エの業務のうち複数の業務を一体として行うもの
学校法人	学校又は一定の専修学校を設置するもの
社会福祉法人	
更生保護法人	

〔特定公益増進法人の数〕

総 数 18,956 法人
うち民法法人 837 法人

法人の寄附金の利用状況

		平成 8 年度	平成 9 年度	平成10年度
支出 寄 附 金	指定寄附金等	1,135億円	963億円	798億円
	特定公益増進法人への寄附金 (a)	720	739	768
	一般の寄附金 (b)	3,045	4,037	3,372
	計 (c)	4,900	5,740	4,938
課税総所得金額 (d)		385,438	369,539	327,127
一般の寄附金の損金算入限度額 (e)		6,037	5,879	5,371

利用 状 況	特定公益増進法人 への寄附金 (a)/(e)	11.9%	12.6%	14.3%
	一般の寄附金 (b)/(e)	50.4%	68.7%	62.8%

(備考)

- 1 . 資料は、「会社標本調査結果報告」(国税庁)による。
- 2 . 指定寄附金等には、国・地方公共団体に対する寄附金を含む。
- 3 . 支出寄附金には、損金不算入となった寄附金を含む。
- 4 . 損金算入限度額は、法人全体の資本金額及び所得金額より計算した概数。

課 税 の 取 扱 い

項 目	公 益 法 人 等	人格のない社団等、 政党、地縁団体、 マンション管理組合、 N P O 法人
課税対象	法人税法上の収益事業（33 業種）により生じた所得に 限り法人税が課税される	法人税法上の収益事業（33 業種）により生じた所得に 限り法人税が課税される
法人税率	2 2 %	3 0 % (所得 800万円まで22%)

(備 考)

1 . 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。

(例) P T A、同窓会など

2 . 地縁団体とは、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(例) 自治会、町内会

わが国税制の現状と課題（抄）
—— 21世紀に向けた国民の参加と選択 ——

〔平成12年7月〕
〔税制調査会〕

二 法人課税

1. 法人税

(7) N P O法人

近年、ボランティア活動・非営利活動の重要性についての認識が高まってきたことなどを踏まえ、平成10年3月にN P O法（特定非営利活動促進法）が成立しました。同法は同年12月に施行され、その附則などにおいて、税制を含めた制度全体の見直しを早期に行うこととされています。

N P O法人は、非営利活動の担い手の一つとして、21世紀に向けて活力のある経済社会を構築していく上で今後その役割を果たしていくことが期待されています。

現在、N P O法による法人格の取得が進み、またN P O法人としての事業初年度を終えたものも出てきており、今後、まずはその活動の内容や業務運営などの実態を十分見極めていく必要があります。

N P O法人制度は、そもそも公の関与からなるべく自由を確保するという制度となっています。N P O法では、行政の裁量を極力排する観点から、申請内容が形式的な要件を満たす場合には、所轄庁は申請団体をN P O法人として認証しなければならないこととされています。一方、税制上の優遇措置を設ける場合については、課税の公平を確保するため相当の公益性を担保する必要があり、それを判断する基準と仕組みが必要です。諸外国においてもそうした基準や仕組みが備わっています。

例えば、アメリカやイギリスでもNPO法人と同様の非営利団体に対する税制上の優遇措置が講じられていますが、その対象となる団体については、法令などにおいて、その行う事業が慈善・科学・教育などを目的とすることや収入金額のうち一定割合以上の寄附を受けていること、本来目的の活動に実質的にすべての所得が充てられること、活動内容や寄附金、役員に関する詳細な情報を公開することといった様々な基準が定められており、さらに、政治活動、内部関係者との取引や役員の報酬などに厳しい規制が設けられています。また、このような基準に基づいて、アメリカでは内国歳入庁（IRS）が、イギリスではチャリティ委員会が内国歳入庁（IR）などと協議しつつ、審査を行っています。

また、NPO法人に関する税制の問題は、NPO法人制度や公益法人制度のあり方、寄附金税制のあり方、さらには補助金制度のあり方などにも関連する問題であることに留意しなければなりません。

NPO法人に関する税制上の措置については、その実態を見極めた上で、相当の公益性を担保するための基準や仕組みをどのようにするかを含め、広範な観点からその検討を進めていかなければなりません。

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）

1 現行制度の概要

退職年金等積立金に対しては、特別法人税が課税される。

（平成11年4月1日より2年間の課税停止中）

(1) 課税対象

適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る積立金（従業員拠出分を除く。）

ただし、厚生年金基金契約及び適格退職年金契約のうち年金としての実質を確保しているもの（特例適格退職年金契約）については、一定の非課税水準が設けられている。

(2) 納税義務者

退職年金業務等を行う信託会社、保険会社、全共連、銀行又は証券会社

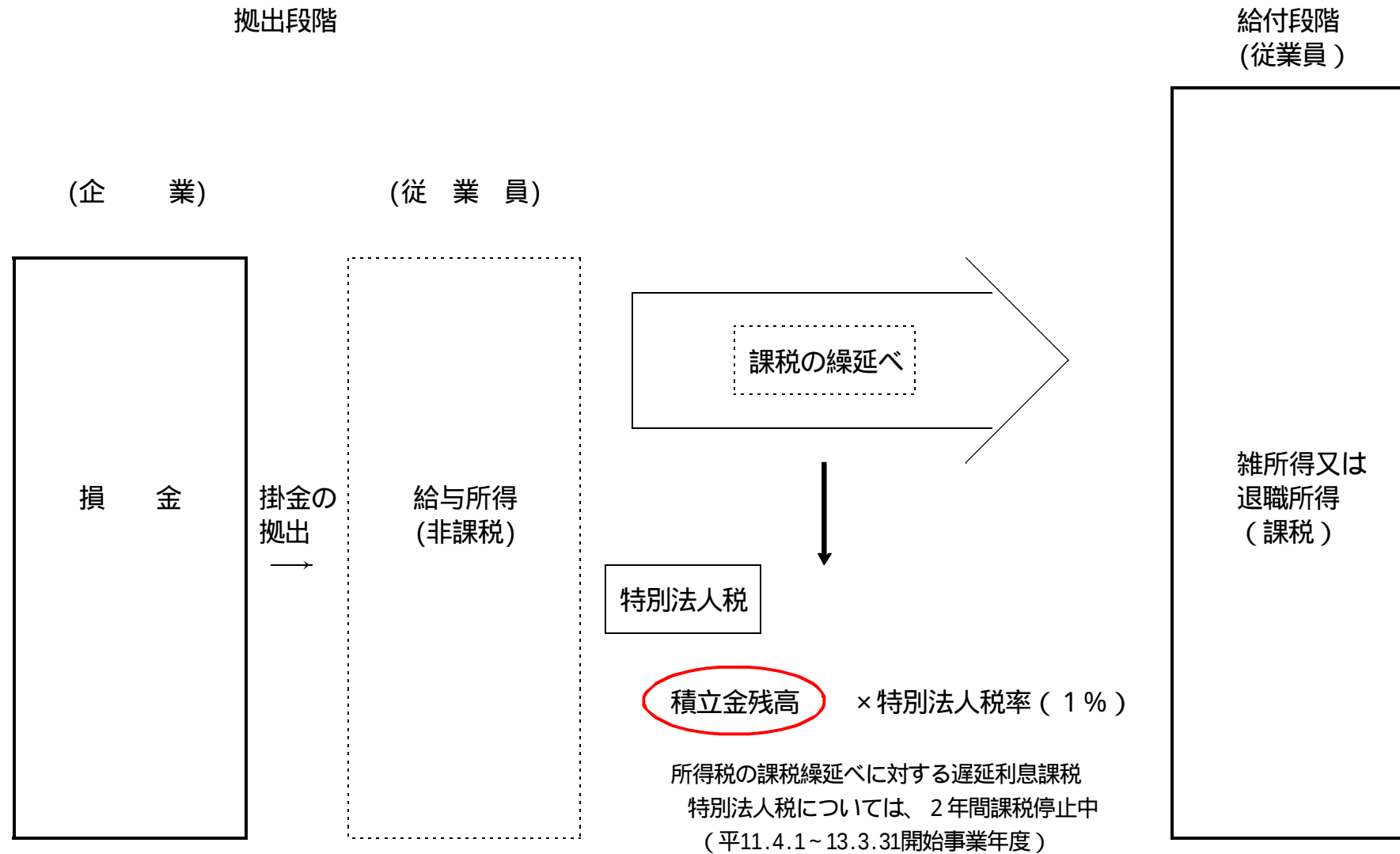
(3) 税率

1 %

2 趣 旨

この課税は、事業主が退職年金等の原資に充てるために掛金を支出した場合には、使用人に対して所得課税をすべきものであるが、適格退職年金契約等については事業主が掛金を拠出した際、直ちに従業員に課税することは適當ではないので、実際に年金の支給を受けるまでは課税を繰り延べ、その間の繰り延べによる利益、すなわち、税金の支払いが延期されるための利息に相当するものを法人税として徴収することとしたものである。

特別法人税の課税根拠イメージ図



わが国税制の現状と課題

- 21 世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

〔平成 12 年 7 月〕
税制調査会

一 個人所得課税

9 . 年金税制

(3) 企業年金等に係る税制

(参考 1) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）は、事業主が従業員の年金給付に充てるために拠出する掛金等が損金算入される一方（その段階で、本来は、従業員の給与所得になると言えます。）、従業員が稼得する利得については年金受給時まで課税されないことから、このような課税繰延べによるいわば遅延利息相当分の負担を求める趣旨で設けられているものです。退職年金等積立金を運用している信託銀行などの法人が特別法人税の納税義務者となっていますが、これは、退職年金等積立金から支払われています。このように特別法人税は、拠出・運用段階における課税繰延べに対して、公平の観点から設けられているものであり、必要な制度であると考えられます。なお、現在の金利の状況、企業年金の財政状況などを踏まえ、平成 11 年度税制改正において、2 年間の時限措置として、その課税が停止されています。